

スポーツ庁の設置について

スポーツ基本法（平成23年）の制定

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

背景

スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要

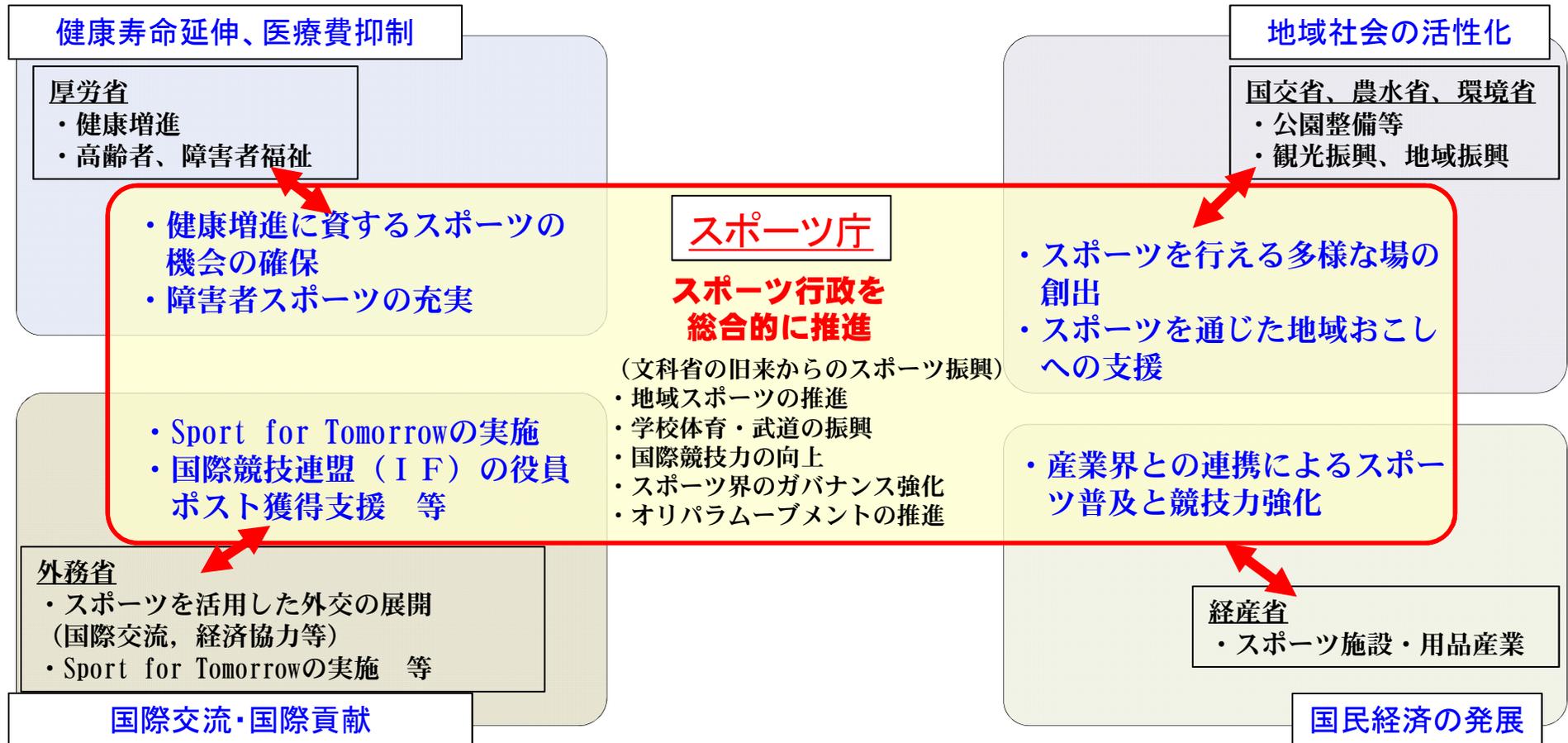
- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

開催国として、政府一丸となった準備が必要

- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健全者・障害者のスポーツの一体的な推進

スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）



スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。